

健保からのお知らせ

扶養から外れたご家族の手続きは済ませましたか？ (特に就職したお子様)

扶養から外れると5日以内に「被扶養者異動届」を提出し、カード保険証を返却する必要があります。

手続きが遅れたら……

Q

資格喪失日の後に保険証を使ってしまいました。

本来はダイハツ系連合健保組合が負担する医療費ではありません。加入者または資格喪失者の皆様から医療費を返還していただきます(実費で10割負担することになります。平成29年度の返還請求は61件でした)。その後、ご自身で新しい加入先に申請し給付を受けるといった手間が生じます。

A

Q

保険証を使っていなければ問題ありませんか？

医療費が発生しなくとも、高齢者への納付金の算定には健保加入者の人数に応じて算出されるものがあり、納付金が追加されます。結局は健保財政に悪影響を与えます。

A

Q

保険証を紛失していました。

「被保険者証等再交付申請書」に始末書を添付のうえ「被扶養者異動届」を提出してください(実際に再交付は行いません)。

A

平成30年8月～

健康保険を持続可能な制度とするため、法律改正が行われます

高額療養費の自己負担限度額の見直し
対象者:70歳以上～75歳未満(高齢受給者証をお持ちの方)

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]	区分の新設
現役並み所得者 (標準報酬月額53万円～79万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]	
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円～50万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 ↓ 18,000円 (年間上限144,000円) ^{※1}	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

※1 年間上限の算定開始日は平成29年8月診察分からです。